⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域における所要時間の短縮及び定時性の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成９年４月１日に都市計画決定された都市計画とのり面及び擁壁等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域における所要時間の短縮及び定時性の確保が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、島原市長を会長とする島原市工区建設促進期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長崎県島原市役所

○国土交通省告示第二十号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＨＢ	141224	陽光丸	22. 11. 16
７ＪＨＲ	141305	ちくご	22. 11. 9
７ＪＩＥ	141328	第一〇一明星丸	22. 11. 19
７ＪＩＬ	141343	ＮＯＳＨＩＲＯ ＭＡＲＵ	22. 11. 1
ＪＤ3088	141283	パシフィックブリーズ	22. 11. 9
ＪＤ3115	141325	共進丸	22. 11. 2
ＪＤ3117	141280	あつた丸	22. 11. 17
ＪＤ3119	141330	ほいっぱーえこ	22. 11. 15
ＪＤ3125	141344	あんだんてかんたーびれ	22. 11. 1
ＪＤ3126	141345	模丸	22. 11. 1
ＪＤ3128	141348	第一かもめ丸	22. 11. 4
ＪＤ3131	141351	わじ丸	22. 11. 10
ＪＤ3142	141366	第三十八大盛丸	22. 11. 18
ＪＤ3145	141372	三鋼丸	22. 11. 17
ＪＤ3151	141380	Mermaid	22. 11. 11
ＪＤ3158	141388	第十二あや丸	22. 11. 26

○国土交通省告示第二十一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＫＹＶ	125589	第十五海洋丸	22. 11. 18
ＪＥ3021	130869	観音丸	22. 11. 29
ＪＦ2117	120066	ルルーとびしま	22. 11. 1
ＪＧ3686	121420	第3008いかり丸	22. 11. 24
ＪＧ4467	126867	第八十八稲荷丸	22. 11. 8
ＪＧ5025	132805	第三日鋼丸	22. 11. 1
ＪＨ2371	108705	第二開港丸	22. 11. 18
ＪＨ3247	131602	あつた丸	22. 11. 22
ＪＨ3311	133219	名恒丸	22. 11. 12
ＪＩ2807	115751	第二十七新生丸	22. 11. 22
ＪＩ3476	131727	第一金星丸	22. 11. 16
ＪＪ3172	121077	かいえん	22. 11. 15
ＪＪ3301	125201	勝田丸	22. 11. 9
ＪＪ3729	131846	第五十二明力丸	22. 11. 16
ＪＫ4499	127311	成丸	22. 11. 10
ＪＫ4588	128004	うの丸	22. 11. 11
ＪＫ4643	129515	シャンティ	22. 11. 19
ＪＫ4765	127922	第八昭福丸	22. 11. 16
ＪＫ5039	133660	第八栄福丸	22. 11. 16
ＪＫ5173	133053	第百開運丸	22. 11. 16
ＪＬ4981	126313	第十一順洋丸	22. 11. 19
ＪＬ5889	131458	新賢和丸	22. 11. 15
ＪＬ5961	132056	観音丸	22. 11. 2
ＪＬ6134	132961	こので	22. 11. 24
ＪＭ3866	116859	第十八大新丸	22. 11. 18
ＪＭ5511	129323	第十一阿蘇丸	22. 11. 1
ＪＭ5567	129381	第三十八源福丸	22. 11. 22

○国土交通省告示第二十二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	証書の日付	船舶番号	船舶の名
	平成		
Ａ03131064	15. 12. 17	133456	たいせい
Ａ07131063	17. 8. 31	128950	かいくう
Ａ0917181	21. 1. 29	132067	ＦＲＯＮＴＩＥＲ－１

○関東地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

道路の区域	路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
	中部横断自動車道				
古仁屋佐田久	一根々井	二四五四番一地先から同市根々井字四〇番一地先まで	後前	最小 六・〇メートル	最小 二六三・八九九キロメートル
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局長野国道事務所			最小 一四五九・〇メートル	二六三・八九九キロメートル
				最小 七三四・〇メートル	四四・八九九キロメートル

○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

十九号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
塩尻野尻大字広野村字六九一六五二番二から同市大字表丘野村字八一番二まで（ただし、関係図面に示す字新田丘の浦一部分を除く。）	中部横断自動車道	関東地方整備局及び同局長野国道事務所	

供用開始の期日　平成二十三年一月十一日